

「県民会館・市文化会館の建替による 県・市連携文化施設整備方針」を策定



文化を創造する 文化に触れる にぎわいを生む

県と市では、老朽化が進む県民会館と市文化会館のそれぞれの機能を受け継ぎつつ、一つの施設に再編整備するための検討を平成25年度から進めてきましたが、このたびその方向性を示す整備方針を策定しました。

人口減少が進む中、県と市が協働で、二つの施設を一つに集約し、施設の運営管理にあたることで、施設の広範な利用が可能になるほか、整備費の大幅な縮減も図られます。

「県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備方針」は、文化団体や県民・市民との意見交換会、パブリックコメント(意見募集)などを踏まえ、県・市が策定したものです。今年度は、この整備方針に基づいて、施設の整備計画を策定する予定としています。

整備方針は、企画調整課(新庁舎4階。左記の同課ホームページでも)、県文化振興課(県庁第二庁舎6階)でご覧いただけます。

http://www.city.akita.jp/city/pl/mn/bunkashisetsu/seihoushin/

問)企画調整課 ☎(0866)2032

5月2日(月)から ☎(0866)54662

文化施設の役割

- ◆文化創造に向けた取り組みの活発化
- ◆文化に触れる機会の拡充
- ◆人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献

おもな施設の機能

- ①ホール機能
- 高機能型ホール：2千席
- 舞台芸術型ホール：800席(1階のみ)
- 小規模な催しにも対応

これまで県内で開催できなかった有名アーティストの公演が可能になります。また、2つのホールを利用することで3千人規模のコンベンション(大会・会議)へ対応できるようになります。



②文化創造機能

制作室・打ち合わせ室：制作スタッフなどが、作業や会議に使用できます

稽古場：舞踏・演劇など、比較的小規模なパフォーマンスにも対応できる照明設備などを備え、小ホールのな利活用にも対応できます

練習室：稽古場より小規模で、音楽や演劇・ダンスなど、日常的な練習に利用できます

建設候補地

次の点をふまえ、現在の県民会館がある場所(約1万3千㎡)を選定しました。

- ▼十分な広さ(1万㎡以上)の用地を容易に確保できる
- ▼県内外からの交通の便がよい
- ▼宿泊施設が周辺にあるなど、全国規模の会議・大会が開催しやすい立地である
- ▼他の文化施設との連携が容易である
- ▼防災上の安全性が高い

概算事業費(県・市の合計での推計額)

整備費 約20億円
運営管理費 年約4億円

整備スケジュール

- 平成28年度 現況測量/整備計画策定
- 29年度 基本設計・実施設計・運営管理計画策定(30年度まで)
- 31年度 県民会館解体
- 32年度 建設工事着手(33年度まで)
- 34年度 開館予定



県民会館



市文化会館

毎年5月12日は
「民生委員・児童委員の日」

広げよう 地域に根ざした 思いやり

毎年5月12日から18日まで、民生委員・児童委員の活動強化週間です。私たちが住む地域には、民生委員・児童委員さんが必ずおり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる支え合いの地域づくりを目的に、さまざまな活動を行っています。

活動の具体例として、ひとり暮らし高齢者のお宅を訪問する「見守り活動」、親子の遊び場の提供や悩みに応じる「子育て支援活動」などがあります。

何か困ったことがあったら、何でも気軽にご相談ください。自分の地域の民生委員が分からないときは、福祉総務課地域福祉推進室へお問い合わせください。

問い合わせ

福祉総務課地域福祉推進室

☎(866)2090・FAX(866)2417

■5月6日(金)から☎(888)5661

FAX(888)5658

地域で育児 児童委員が子育てを応援



仁井田地区の主任児童委員さんが毎月1回開催している「ほっぺの会」におじゃましました。

子どもたちは元気いっぱい遊んで、ママたちは児童委員さんを囲んで楽しく情報交換♪児童館には笑顔の輪が広がっていましたヨ!

「ほっぺの会」の日程は、随時広報あきたの育児コーナーに掲載しています!遊びにきてね~。

保育の担い手確保に向けて

全国的に保育の受け皿拡大を進めている中、保育士の確保が大きな課題となっています。そのため市では今年度、関連する要件の緩和を図るため、3つの条例の改正を行うこととしています。施設指導室☎(826)9050

■5月6日(金)から☎(888)5695



担い手確保のための見直し内容

①朝夕などの保育士配置の要件緩和

保育士を最低2人配置する要件を緩和し、子どもが極めて少ない朝夕などは、保育士1人に加え、必要な研修を修了したかたなどを配置できる

②幼稚園や小学校の教諭などの活用

子どもの年齢に応じて必要となる保育士などの数(年齢別配置基準)を算定する際、幼稚園教諭や小学校教諭などの免許があるかたを保育士とみなすことができる

③シフト編成に必要な保育士などの要件緩和

年齢別配置基準以外に配置が求められる保育士について、必要な研修を修了したかたなどを配置できる

*②③の見直しの場合でも、保育士以外のかたは、必要となる保育士数の3分の1を超えて配置することはできません。

これらの見直しを行うため、改正を予定している条例案に

みなさんのご意見をお寄せください

条例名

「秋田市児童福祉施設設備および運営に関する基準を定める条例」

「秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」

(※1)

「秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」(※2)

※1：幼保連携型認定こども園には、保育士の資格に加え、幼稚園教諭免許状がある「保育教諭」が配置されるため、保育教諭の配置の見直しに関する改正となります。

※2：改正対象の事業所は、現在100%保育士の配置が求められている「小規模保育事業所A型」と「定員20人以上の事業所内保育事業所」となります。

意見の募集期限▶5月19日(木)まで

対象▶秋田市内に住んでいるか秋田市内に通勤・通学している、または秋田市内で事業を営んでいるかた

資料閲覧場所▶資料閲覧コーナー(新庁舎1階)、施設指導室(新庁舎2階)、東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、施設指導室のホームページ

意見の提出方法▶意見、住所、氏名、電話番号を書いて、閲覧場所にある回収箱へ投函するか、郵便、FAX、Eメールで送ってください(電話は不可)

〒010-8560 秋田市施設指導室
FAX(866)2458

■5月6日(金)からFAX(888)5695
Eメール ro-chig@city.akita.akita.jp

*いただいたご意見は、個人情報を除き、ホームページなどで公開する予定です。